

流山市立鰐ヶ崎小学校 学校いじめ防止基本方針

令和3年4月6日

流山市立鰐ヶ崎小学校は、全職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよういじめ防止基本方針をここに定める。

全職員は、児童のよりよい人間関係を構築するとともに、何か問題が起きた際は、適切な対応ができるよう心がけるものとする。

1 いじめの定義といじめ防止のための対策の基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的することなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものである。

(2) いじめ防止対策に関する基本理念

いじめが、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめの防止等の対策に関して以下の事項を基本理念とする。

- ①「いじめは人間として絶対許されない」との強い認識を持つ。
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- ③いじめの問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題であることを理解する。
- ④家庭・地域社会などすべての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

(3) 学校及び教職員の基本姿勢

- ①学校及び教職員は、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ②学校及び教職員は、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③学校及び教職員は、いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④学校及び教職員は、いじめの早期対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校及び教職員は、家庭と協力して事後指導にあたる。

(4) 児童の姿勢

- ①すべての児童は、いじめを行ってはいけない。
 - ②すべての児童は、いじめを認識しながらそれを放置してはいけない。
 - ③すべての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。
- ※①から③については、教職員で日頃から指導し、児童に認知させるものである。

2. いじめ防止対策の具体的な取り組み

(1) いじめ防止のために学校が実施すべき施策

- ①学校におけるいじめ防止のための組織

a. いじめ防止対策組織

- ア いじめの防止の取り組みは、「生徒指導委員会」がこれにあたる。
　　校長・教頭・教務・生徒指導・養護教諭・各学年担当（学年主任）
イ 学校長は、必要に応じて、生徒指導委員会の構成員及び学校長が指名
　　する者を加えた「いじめ防止対策特別委員会」を設ける。

b. 組織の役割

- ア 本方針に基づく取組の実施
イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集
　　と共有を行う。
ウ いじめに対する組織的対応の中核を担う。

c. 会議の開催

- ア 月に1回の定例会の開催を基本とする。
イ いじめの情報を共有し、生徒指導委員会において、改善策を練って、
　　組織的対応を進める。
ウ すぐに解決されない案件については、いじめ防止特別委員会を設け
　　て、対応にあたる。
(解決された場合は、3か月間様子を観察した後、解消となる)

構成員	役割
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none">・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成・学校便りや学校のホームページ等で、学校のいじめ防止等に取組についての情報発信
教務主任	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none">・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解・いじめ問題に関する情報収集と記録・関係機関との連携・調整・生徒指導部会の実施
教育相談担当	<ul style="list-style-type: none">・教育相談実施状況報告・気になる児童への対応の提案・スクールソーシャルワーカーとの面談計画の提案、調整
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">・保健室における相談状況等報告・保健室の活用についての提案
学年主任	<ul style="list-style-type: none">・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告・加害、被害児童や保護者への対応

②学校におけるいじめ防止等に関する措置

a. 未然防止に向けて

- ア きめ細かな指導
- * 分かりやすい授業の実践
 - * 個に応じた指導の充実
 - * 「学び合い」を取り入れた授業改善
 - * 「助け合い」「励ましあい」の学級風土づくり
 - * 体育学習及び遊友スポーツランキングちばの取組を通した「かかわり」「認め合い」「励ましあい」を基盤とした学習づくり
- イ 豊かな心の育成

- * あいさつの奨励
- * 「なかよしグループ」活動の充実
- * 道徳、人権教育の推進
- * 豊かな人間関係づくり実践プログラムの取組
- * 学年による人材活用（人とのかかわり）、交流活動等の実施
- * 学年による多様な体験活動の実施
- * ネットいじめ防止の啓発
- * 生活規律や学習規律の確立
- ウ 教師の人権意識の向上
 - * 教職員の不適切な発言や体罰等がいじめを助長することの認識と共通理解
 - * いじめの定義の共通理解を図る。
 - * 人権・いじめに関する研修や情報モラル研修を実施する。
 - * いじめを誘発する要因（過度の競争、配慮のない能力別等のグループ分け、子ども同士の好ましくない関係の芽の見過ごし）の認識
- b. 早期発見
 - ア 定期的な「学校生活アンケート」の実施
 - * 年間2回の「学校生活アンケート（いじめ実態調査）」の実施
 - * 保護者との面談の実施。（夏休み中の保護者面談時に話題とする。）
 - * 日常の教育相談の実施
 - イ 児童観察
 - * 日常的な観察の実施。
 - * サポート教員、算数指導員、養護教諭を含めた情報の共有
 - * 昼休み等、授業時間以外の人間関係の観察
 - ウ 情報の共有
 - * いじめの情報が得られた場合、生徒指導の記録を作成し、速やかに校長まで報告をあげ、対応策を協議し、対応にあたる。
 - * 生徒指導の記録は、生徒指導委員会に属する全ての教職員が確認する。
 - エ 教育相談体制の充実
 - * 学校の相談窓口担当者（小高、大平、神明、主幹、教頭）の周知
 - * 相談ポストの周知
 - * 月1回の教育相談日を設定し、保護者に周知するとともに、希望者に対する対応では、担任や教育相談担当者が面談を行う。
 - * 「子ども専用いじめホットライン」の配布
 - * 学校外の相談窓口の周知

流山市子ども専用いじめほっとライン	電話 04-7150-8055	毎日 午後1時～9時 午後9時以降も相談可能。メール相談も有り。 hotline@city.nagareyama.chiba.jp
流山市いじめ防止相談対策室	電話 04-7157-1683	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
24時間子どもSOSダイヤル	電話 0120-0-78310	24時間 教育委員会の相談機関に接続する。
千葉いのちの電話	電話 043-227-3900	24時間相談が可。 フリーダイヤル毎月10日

	フリーダイヤル 0120-783-556	午前 8 時～翌午前 8 時
チャイルドライン千葉	電話 0120-99-7777	月曜日～土曜日 午後 4 時～午後 9 時
千葉県警察少年センター ヤングテレホン	電話 0120-783-497	平日 午前 9 時～午後 5 時
子どもの人権 110 番	電話 0120-007-110	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

c. 早期対応

- ア アンケートや日常の観察等からいじめの情報を得た場合、各学年の生徒指導担当者が詳細を把握し、校長まで報告した後、臨時の生徒指導委員会を開催する。また、いじめの情報（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）は毎月の生徒指導部会で共有する。
- イ 正確な事実確認
 - *いじめ加害者や被害者、周辺児童への聞き取り調査を行い、事実確認を行う。
- ウ 事実確認後の対応
 - *いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と、その保護者への報告・助言を行う。また、傍観者にも指導する。
- エ 指導方針の決定
 - *指導のねらいを明確にし、継続的な観察、支援体制を作る。
 - *全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
 - *重大事案と成り得る可能性がある場合、関係機関（市教委・主任児童委員警察等）との連携を図る。（教頭・校長）
 - *犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び、所轄警察署等と連携して対処する。
- オ 被害児童への対応
 - *いじめを受けた児童及び、保護者とも面接し、安心して登校できる環境を作る。
- カ 加害児童への対応
 - *いじめを行った児童及び、事案に応じては保護者とも面接し、再び起こることがないよう指導し、被害児童が安心して登校できる環境を作る。
- キ 観衆、傍観者への指導
 - *いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。

d. 児童への指導の継続

- ア 指導を継続し、隨時指導の経過を報告する。
- イ 事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

ウ 状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。

エ 解消

* 3ヶ月後の時点で、被害児童に聞き取り又はアンケートを行い、以下の2点を確認する。

①いじめに係る行為が止んでいること

②心身の苦痛を感じていないこと

(2) 中学校区における小中学校及び小学校同士の連携推進

a. 合同研修の実施

b. 情報交換

(3) 重大事態への対応

①重大事態とは

a. 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

b. 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

②重大事態への対応

a. 重大事態が発生した旨を、流山市教育委員会指導課いじめ防止相談対策室へ速やかに報告する。

b. 流山市教育委員会と協議の上、調査主体が学校となった場合は、当該事案に対処する組織を設置する。

c. 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

d. 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

e. 調査結果を、流山市教育委員会指導課へ報告する。

(4) 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

①学校いじめ防止基本方針について

a. いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

b. 学校ホームページや学校だよりなどで公表する。

②いじめについての取組について

a. 入学時・年度開始時に児童及び保護者、関係機関等に説明する。

b. 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について評価する体制を整備する。

c. 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。

d. 評価結果を公表し、周知する。

3. その他

(1) 本方針は、その目的を達成するために常に見直しを行い、より適切なものに改定していくこととする。

平成26年4月	1日	初版
平成27年3月	31日	改訂
平成28年3月	31日	改訂
平成29年3月	31日	改訂
平成30年3月	30日	改訂
平成31年3月	29日	改訂
令和2年	3月31日	改訂
令和3年	4月 6日	改訂